

■ 第4回 多摩川下流部水面等利用者協議会 議事要旨 (平成17年3月22日)

1. 羽田地区不法係留船対策のについては、河川管理者と東京都並びに(財)日本海洋レジャー安全・振興協会が協力・連携を図る枠組みとする。

暫定係留施設の設置は(財)日本海洋レジャー安全・振興協会が行い、暫定係留施設の管理・運営は東京都が行うものとする。

2. 係留、航行のルール、マナー及び事故の対応等について、今後検討して行く必要がある。

船舶免許の公的教育機関である(財)海洋レジャー安全・振興協会が運営する試験場を設置し、航行安全、航行ルールに関する教育啓発活動を行う。

3. 暫定係留施設の駐車場等の利便施設については、ハードの整備と平行し施設利用のマナー等広報啓発等ソフトの検討が重要である。

4. 暫定係留施設の収容数設定については、原則として意向調査等により確認の取れたものを対象として考えていくこととする。一方洪水時の避難の観点も含めた施設の検討が必要である。

5. 不法係留対策は、地域住民の迷惑の解消を基本とし、係留環境の適正化に関わる周辺環境整備や、駐車場等の利便施設などのハード整備と平行して、施設利用のマナー等、広報啓発ソフトの検討が必要である。